

ゆうばり国際ファンタスティック映画祭 2022 作品応募規約

【本映画祭の概要と目的】

ゆうばり国際ファンタスティック映画祭(以下ゆうばりファンタと称す)は、北海道夕張市において開催され、ゆうばり国際ファンタスティック映画祭実行委員会(以下実行委員会と称す)によって組織、運営されるものである。1990年に始まり今回の開催で32回目の開催となる。この映画祭は SF、ホラー、ファンタジー、アドベンチャー、アクション、サスペンス等、イマジネーションとエンタテインメント性豊かなファンタスティック映画を対象としたものである。

ゆうばりファンタの目的は、まだ見ぬ新しい才能の発見・育成や、映画による世界各国間の文化交流・相互理解の促進を通じて、市民、映画人、観客の三者のコミュニケーションによる出会いの場を提供することで、日本国内のみならず広く世界各国におけるエンタテインメント映画の質の向上に寄与することを目指す。

第1条 開催日程

2022年7月28日～8月1日

第2条 上映形式

以下の両方またはいずれかの形式で上映する。

- (1) 会場での上映
- (2) オンライン配信上映

第3条 募集部門

- (1)長編部門(ファンタスティック・ゆうばり・コンペティション)
- (2)短編部門(インターナショナル・ショートフィルム・コンペティション)

※応募作品の中から作品の内容やテーマを考慮して、コンペティションではなく独自企画の部門に選定する場合がある。

第4条 応募条件

- (1) 2020年10月1日以降に完成した作品であること。ゆうばりファンタ2022以前の他映画祭などでの発表・未発表は問わないが、未発表が望ましい。
- (2) 出品応募者のプロ・アマは問わない。
- (3) 実写ドラマ、アニメーション、ドキュメンタリー等、ジャンルは問わないが、イマジネーション豊かなファンタスティック作品であることが望ましい。
- (4) ゆうばりファンタ2022期間中、監督が映画祭に参加可能であることが望ましい。
- (5) 作品の長さ
 - ◆長編部門(ファンタスティック・ゆうばり・コンペティション) 40分以上の作品であること

- ◆ 短編(インターナショナル・ショートフィルム・コンペティション) 40分未満の作品であること。
- (6) 応募者が応募作品の著作権を有していること。もしくは権利を代行できる立場であること。選考通過後に応募者が応募作品の著作権を有していないこと、もしくは権利を代行できないことが発覚した場合、実行委員会の判断において選考結果を無効とし、上映を取り消すことがある。
- (7) 応募作品に既成の映像や音楽を使用する場合、また原作(小説・漫画・舞台など)を使用している場合は、必ず著作権者の許諾を得てから応募すること。選考通過後に著作権の未許諾が発覚した場合、実行委員会の判断において選考結果を無効とし、上映を取り消すこともある。

第5条 参加申込

公式ホームページ(<https://yubarifanta.jp>)のエントリー・フォームに必要事項を記載し、後日実行委員会が指定するオンライン決済にて審査・事務手数料を納付すること。全ての項目を確認後、受理とする。また、内容に不備または虚偽があった場合、実行委員会の判断によって不受理とする場合がある。その場合、決済後の審査料は返却しない。

<注意事項>

- (1) 応募作品本編の審査用動画ファイルはVimeoのパスワード公開、YouTubeの限定公開などの動画共有サービスを利用して視聴可能にし、そのURL及びパスワードをエントリー・フォームに記載すること。視聴可能期間の制限はしないこと。
- (2) 審査・事務手数料は長編部門1作品につき3,300円、短編部門1作品につき2,200円とする。

第6条 募集期間

2021年11月15日(月)～2022年4月8日(金)

第7条 上映作品の選考

ゆうばりファンタ2022で公式上映される作品は、実行委員会が指名する作品選定委員会が決定する。選考結果は、2021年4月下旬を目処に、Eメールにて応募者に通知されるものとする。選考作品の出品者は、通知から1週間以内に所定の上映許可書を実行委員会に提出すること。上映許可書の提出を確認後、出品者にゆうばりファンタ2022の公式ローレル(pdfデータ)を付与する。

第8条 権利侵害

入選作品の製作・宣伝・上映の過程において、基本的人権を含む全ての権利侵害・ハラスメントや違法行為があったと認められる場合、もしくはそのおそれがある場合は、実行委員会の判断において選考結果を無効とし、上映を取り消すことがある。

第9条 審査員会

審査員会は、実行委員会が部門ごとに招聘する国内外の見識者によって構成される。

第10条 表彰

審査委員会は、審議によって以下の賞を授与する。

(1) 長編部門(ファンタスティック・ゆうばり・コンペティション)

グランプリ:賞状 トロフィー 副賞:次回作制作支援金 50万円

審査員特別賞:賞状 トロフィー 副賞

北海道知事賞:賞状 トロフィー 副賞

シネガーアワード(批評家・興行賞):賞状 トロフィー 副賞

フィルミネーション賞(日本国内作品のみ対象):賞状 トロフィー 副賞:字幕制作支援金10万円

(2) 短編部門(インターナショナル・ショートフィルム・コンペティション)

グランプリ:賞状 トロフィー 副賞:次回作制作支援金 30 万円

優秀芸術賞(3作品):賞状 トロフィー 副賞:次回作制作支援金 20 万円

(3) ファンタランド大賞(観客賞) ※すべての上映作品が対象

グランプリ:賞状 トロフィー

イベント賞:賞状 トロフィー

市民賞:賞状 トロフィー

人物賞:賞状 トロフィー

第11条 招待

実行委員会は、コンペティション部門に選出された作品の監督1名のゆうばりファンタ2022開催期間中の宿泊費相当費用を負担する。なお、宿泊費相当費用は実行委員会が規定する。

第12条 本編映像使用

入選作品の本編全編は、映画祭期間中、実行委員会が企画する上映イベント及びオンライン配信において無償での使用を許諾する。映画祭終了後は別途協議とする。

第13条 上映用素材、及び字幕

上映決定作品の出品者は、英語字幕付オリジナル言語版のデジタル素材を、2022年5月20日までに実行委員会が指定する方式で送信すること。上映作品は、オリジナル原語版で且つ英語字幕および日本語字幕付の素材で公式上映される。但し、原語が英語の場合は日本語字幕のみ、日本語の場合は英語字幕のみの字幕上映となる。尚、配信用の素材は異なる形式となる場合があるので実行委員会の指示に従うこと。

第14条 上映用本編素材の他に提出する素材

上映が決定した作品の出品者は、上映用及びオンライン配信用の本編素材とは別に以下の素材を準備すること。

(1) 作品のメインカット・スチール2点、監督写真

- (2) 予告編・抜きの素材(TV、ネットなどのパブリシティ用) MOV ファイル
- (3) ポスターデータ ※B2 サイズの PDF, AI形式のデータ
- (4) その他、実行委員会が指示するもの
- ◆ 非日本語映画は、字幕製作用に以下も必須
- (5) 原語台本、英語字幕台本、スポッティング・リスト
- (6) 英語字幕入本編ファイル(MP4もしくはMOVファイル)

第15条 上映決定時了承事項

選定された作品の出品者は、以下を了承したとみなされる。

- (1) 上映許可書の提出後、上映の取り消しは認められないこと。
- (2) 出品合意後に新たに登場した第三者(例:配給会社)が、ゆうばりファンタ2022への出品の合意を覆すことのないように配慮すること。
- (3) 部門及び上映・配信のスケジュールは実行委員会が決定すること。
- (4) 上映時はオリジナルの上映素材フォーマットを別のものに変更することがあること。

第16条 制作支援金

制作支援金の授与が決まった受賞者は、所定の支払申請書を実行委員会に提出し、実行委員会
が内容を確認後に支払われるものとする。尚、支援金で制作した次回作品が完成した際は、実行委
員会と協議の上、次年度以降のゆうばりファンタで初公開(ワールドプレミア)することが望ましい。

第17条 効力

本規約は日本語版がすべてに優先し効力を発する。また規約が改められ、追加もしくは除外項目が
ある場合は、原則として新たなものが優先し効力を発する。

第18条 了承事項

ゆうばりファンタの応募者はすべて、本規約を了承したものとする。本規約に規定されない事項及び
何らかの疑義が生じた場合は、実行委員会が裁定する。

作品出品に関する問い合わせ先

〒060-0062 北海道札幌市中央区南2条西7丁目鈴木興産ビル (株)MACH内 ゆうばり国際ファ
ンタスティック映画祭事務局・作品担当

E-Mail entry@yubarifanta.jp

TEL.011-522-9556

以上

2021年11月15日制定